

平成29年 第5回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成29年4月20日（木）

平成29年 第5回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成29年4月20日(木) 午後3時00分～
- 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 日高智子 深田利広 大山和彦
(調整職員) 川俣洋寿
古沢博文 松田和弘

5 議 事

(報 告)

報告第6号 平成29年度ALT(外国語指導助手)について

(議 案)

議案第9号 小林市教育委員会委員長の選任について

議案第10号 小林市教育委員会委員長職務代理者の指定について

議案第11号 平成29年度学校運営協議会委員の委嘱について

議案第12号 平成29年度奨学生選考委員会委員の委嘱について

議案第13号 平成29年度スクールサポートセンター職員の任命について

議案第14号 平成29年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱について

議案第15号 平成29年度教育研究センター研究員の委嘱について

議案第16号 平成29年度適応指導教室指導員の委嘱について

議案第17号 平成29年度スクールアシスタントの委嘱について

議案第18号 平成29年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について

議案第19号 平成29年度小学校副担任講師の任命について

議案第20号 平成29年度学校医等の委嘱について

議案第21号 平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について

議案第22号 平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について

議案第23号 平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命について

議案第24号 平成29年度図書館協議会委員の委嘱について

議題第25号 平成29年度社会教育委員の委嘱について

議題第26号 平成29年度社会教育指導員の委嘱について

議案第27号 平成29年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について

議案第 28 号 小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について

議案第 29 号 平成 29 年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について

議案第 30 号 平成 29 年度放課後対策運営委員会委員の委嘱について

議案第 31 号 小林市学校支援地域本部事業実施要綱の一部改正について

議案第 32 号 小林市文化・スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱の一部改正について

議案第 33 号 小林市文化・体育振興費補助金交付要綱の一部改正について

議案第 34 号 小林市立学校管理規則の改正について

議案第 35 号 小林市スクールサポートセンター運営要綱の改正について

議案第 36 号 小林市教育基本方針について

議案第 37 号 平成 29 年度 0 歳から 100 歳までの小林教育プランについて

議案第 38 号 平成 29 年度学校支援ボランティア「ひなもりたい」の委嘱について

6 会議内容

開会 15:00

槇委員長 こんにちは。ただいまより平成 29 年 4 月 13 日付小林市教育委員会告示第 6 号で招集されました平成 29 年第 5 回小林市教育委員会定例総会を開催したいと思います。さっそく、議事に入りたいと思います。

まず、報告に入りたいと思います。

報告第 6 号平成 29 年度 A L T（外国語指導助手）についてお願いいたします。

山下教育部長 それでは、報告第 6 号平成 29 年度 A L T（外国語指導助手）についてご報告します。

これからのグローバル化、また小学校の外国語、英語の教科化を含めまして、外国語の教育の充実を図りたいと思っております。

平成 27 年度までは 2 名体制、28 年度は 3 名体制でありましたが、29 年度は 4 名体制で実施することができることになりました。

特定非営利活動グローバル教育推進機構という会社と委託契約をし、今年度は 4 名体制でいきたいと思っております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

何かご質問ないですか、いいですか。(なし) ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案に入りたいと思います。

議案第9号小林市教育委員会委員長の選任についてを上程いたしますので、説明をお願いいたします。

山下教育部長

それでは、議案第9号小林市教育委員会委員長の選任についてのご提案を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項に、委員長の任期は1年とする。ただし、再任されることができるとあります。11ページの下の方に、委員長、第12条がありますが、そちらに書いてあります。小林市の場合は、先の地教行法の改正を受けて、現教育長の任期満了までは経過措置のままとするという方針でありますので、平成29年度の教育委員長の選任を求めるものであります。選任の方法につきましては、地教行法第12条第1項に、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないとあります。小林市教育委員会会議規則第2条第1項で、委員長の選挙は会議において無記名投票により有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。また、同規則第2条第2項に、全委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとありますので、選挙または指名推薦のいずれかの方法によって委員長の選任を求めるものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

槇委員長

ありがとうございます。ただいまの説明があつたとおりでございますが、選挙と指名推薦ということの両方がございますが、いかがいたしましょうか。

大部 薫委員長職務代理者 指名推薦がいいと思います。

槇委員長

ただいま指名推薦の発言がありましたが、指名推薦により選任することによろしいでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。異議がないということでありますので、どなたか被指名人をご指名いただきたいと思ひます。

大部 薫委員長職務代理者 現職の槇委員長のままでお願いいたします。

槇委員長

ただいまの現職を推薦することですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、現職を再選することに決定いたします。

榎委員長 続きまして、議案第10号小林市教育委員会委員長職務代理者の指定について、事務局の説明をお願いいたします。

山下教育部長 それでは、議案第10号小林市教育委員会委員長職務代理者の指定について、ご提案申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条、今度は第4項になりますが、小林市教育委員会会議規則第3条の規定に基づきまして、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき、その職務を行う委員長職務代理者の指定を求めるものでございます。教育委員長の場合と同様、新制度への経過措置の中での対応になります。

指定方法につきましては、2項で、職務代理者の指定は、小林市教育委員会会議規則第3条第2項によりまして、前条の規定を準用するということですので、委員長選定と同様に、選挙または指名推薦のどちらかの方法で指定をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

榎委員長 ありがとうございます。今説明にありましたが、この案も選挙と指名推薦の2通りがあるということですのでございます。いかがいたしましょうか。

山中委員 同様に指名推薦でよろしいかと思えます。

榎委員長 ただいま、指名推薦という発言がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。異議ないということですので、どなたか被推薦委員をご指名いただきたいと思えます。

山中委員 現職の大部菌委員をお願いしたいと思えます。

榎委員長 ただいま、大部菌委員を職務代理者に推薦すると発言がございましたが、お諮りいたします。大部菌委員を委員長職務代理者とするということに全員の同意がいただけますでしょうか。(異議なし) ありがとうございます。全員異議なしということですので、大部菌委員さんが委員長職務代理者に決定いたしました。よろしくをお願いいたします。

また委員長ということを推薦されましたが、いろんな力不足あると思いま

すけども、この1年間、またよろしく願いいたします。

大部 菌委員長職務代理者 ただいま、職務代理者の指名を受け、身の引き締まる思いでございます。小林市教育委員会の発展のため、微力ではございますが、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

槇委員長 ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第11号平成29年度学校運営協議会委員の委嘱についてをお願いいたします。

山下 教育部長 それでは、議案第11号平成29年度学校運営協議会委員の委嘱についてということで、教育委員の同意を求めるものでございます。

15ページから18ページまで委嘱をされる方の名簿を載せております。

29年度におきましては、小学校66名、中学校52名、合計118名の方をお願いしたいと考えております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。

中屋敷 教育長 確認ですけど、よろしいでしょうか。

槇委員長 どうぞ。

中屋敷 教育長 これは、地域コーディネーターの方は全員入ってるんですか。

古沢 主幹 よろしいですか。

槇委員長 はい、どうぞ。

古沢 主幹 全学校に入っていないと思います。

中屋敷 教育長 そうなってくると、その協働の学校づくりの会議と、学校支援地域本部事業の会を一つにするという構想があったと思いますけども。そことの関係はどうなるんですかね。

古沢 主幹 学校教育課で、この学校運営協議会を進めておりまして、あと学校支援地域本部事業は、社会教育課が所管しております。社会教育課で委嘱をしている地域コーディネーターの方が、この学校運営協議会の委員として入っていただくことが一番望ましいと考えておりますが、現状では、全ての学校運営協議会の中に地域コーディネーターが多くは入っておりますけれども、一部入っていない学校もあるかと思っておりますので、そこは今後の課題とし

て、解決に向けて進めていければなとは思っております。

中屋敷教育長 3つ組織があって、協働の学校づくり推進協議会というのが一番大きくて、その中に運営協議会と学校支援地域本部事業が入っていると。だから、片方に入ってなくても、こっちのKSSVCのほうも来るわけだから、別にこれに入ってなくてもいいという考えですか。

去年の反省として、会が同じようなのが何回もあるので、出るのがほとんど変わらないという感じですね。1つにしようという反省があったと思います。

古沢主幹 そうですね。今教育長も言われましたけれども、3つぐらい同じような会議があるんですけれども、その中で委員さんによっては、2つも3つも会議が重複される方もいらっしゃいますので、そこについてはやはり負担軽減ということもありますので、今年度から、その協働の学校づくり推進協議会、これは学校教育課のほうで行っている協議会なんですけど、あと、地域コーディネーターの委嘱状交付式並びに研修会というのを社会教育が行っておりますけれども、これをそれぞれ行ってたのを2日間にまたがらずに合同で1日の中でやっていこうということを今調整をさせていただいております。国も学校運営協議会と、地域学校運営協働本部ということを打ち出しています。やはり、それをなるべく1つにしていこうという動きがあるんですけど、国のほうも現状であれば、2つをつなげていきましょうという構想になっておりますので、今年度からは、できることとして、委員さんの負担軽減を図るために、会議はできるだけ合同方式で負担のかからないようにしていこうということでは調整を今進めているところです。以上です。

中屋敷教育長 わかりました。この学校運営協議会、コミュニティスクールの中には、地域コーディネーターの方は入っていないところもあるけども、会は地域コーディネーターが全部入っている会と一緒にするので、2回はないということですね。わかりました。

楨委員長 ありがとうございます。何かほかにありませんでしょうか。それでは、委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長 続きますして、議案第12号平成29年度奨学生選考委員会委員の委嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 それでは、議案第12号平成29年度奨学生選考委員会委員の委嘱について、教育委員の同意を求めるものでございます。

貸し付け条例の第16条組織で、委員の数は8人以内とし、中学校及高等学校の校長、それから知識経験を有する者とありますので、20ページにありますように、5人の方をお願いしたいと考えております。

29年度の貸し付け申請は現在4名でございます。内訳といたしましては、大学進学が3名、高校進学が1名となっております。

なお、本年度の選考委員会は、5月10日に開催をする予定をしております。それぞれの生徒さんがいらっしゃる学校の校長先生方、それから、生活自立支援センターより知識経験者として1人、それから民生児童委員の協議会から知識経験者として1人ということで、5名の方に委嘱をしたいと思っております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。

大部菌委員 5番目の方は民生児童委員の協議会の代表者になられますか。

山下教育部長 この方は民生児童委員協議会の中の一員であって、児童民生協議会のほうから推薦でいただいています。

槇委員長 何か質問ないですかね。よろしいですか。

この奨学生選考委員会委員のご同意いただけますでしょうか。(はい)ありがとうございます。

槇委員長 続きますして、平成29年度スクールサポートセンター職員の任命について、お願いいたします。

山下教育部長 それでは、13号平成29年度スクールサポートセンター職員の任命について、同意を求めるものでございます。

市内の学校の事務職員で構成しますスクールサポートセンターを設置しまして、教員の事務負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保す

るためのシステム開発運用を行っていきたいと思っております。

22ページにありますように、今年度から3つの地区に分けて共同実施代表校長、実施リーダー、サブリーダーを置いて実施していただきたいと考えております。この体制につきましては、後ほど議案第34号の規則改正、それから、議案第35号の要項改正のほうでご説明をしたいと思いますと思っております。

委嘱する任命については、22ページの先生方に委嘱したいと思っております。

以上です。

榎委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。いいですか。(はい)
ご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

榎委員長 それでは、議案第14号平成29年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 それでは、議案第14号平成29年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱についてということでご説明いたします。

平成28年度より支援センター運営を小林市立図書館に業務委託をしまして、公立図書館が持つ専門的な知識や技術を活用し、学校図書館の運営を支援していただいております。29年度は24名の配置でしたいと考えております。

以上です。

榎委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。どうぞ。

大部 蘭委員 これは、図書館に委託ということは、協力員の皆様の指導とか、あと研修とか、そういうものは図書館で行うんですか。

古沢主幹 昨年度から、市立図書館に業務委託をして、今年度運営2年目となります。今言われましたように、市立図書館のいろいろな図書に関する専門的な知識を学校図書館にも活用したいということで、市立図書館に委託をしておりますので、担当の先生とか、あるいは必要に応じて学校の管理職向け、図書館担当の教諭、それから、ここに名前を記載してあります学校図書館

協力員も含めて、年に2回から3回の研修会を行ってスキルアップを図っていただいているところです。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

大部菌委員 はい。

槇委員長 ほかにご質問ないですか。(はい)

それでは、学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第15号平成29年度教育研究センター研究員の委嘱についてお願いいたします。

大山教育指導監 今年度の教育研究センター研究員の委嘱につきまして、教育委員会の同意を求めるものでございます。

26ページをご覧いただきたいと思います。今年度、29年度の研究センターにつきましては、1番から20番まで20名の研究員と、3名のコンサルタントに委嘱をしたいと考えております。原則、各学校から1名ずつ研究員として出ていただくということになっております。今年度も小規模校であります幸ヶ丘小学校と、今年度から3学級になりました東方中学校につきましては、職員数が少ないために負担が大きいということで外してあります。あと、1番の西小林中学校の教頭先生に全体の取りまとめ役。それから、5番の西小林小の教諭と、16番永久津中の教諭につきましては、それぞれ小・中学校の班長として担当をお願いすることになっております。

今年度の研究センターにつきましては、昨年度まで指導方法の工夫改正に関すること。あと、0歳からの教材をつくってございましたが、今年度からは、新しく始まりましたキャリア教育について、こすもす科の内容を見直すという内容で研究をお願いしようと思っているところであります。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、教育研究センター研究員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 続きます、議案第16号平成29年度適応指導教室指導員の委嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 それでは、29年度適応指導教室指導員の委嘱について同意を求めるものでございます。
不登校児童・生徒の学校復帰を支援するために、適応指導教室を設置しております。28ページの2人の方に今年度お願いしたいと考えております。2段目の方につきましては、29年度からの新規の方になります。
以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)
適応指導教室指導員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 続きます、議案第17号平成29年度スクールアシスタントの委嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 スクールアシスタントの委嘱について同意を求めるものでございます。
30ページにありますが、今年度は1人をお願いしたいと考えております。28年度は3人体制としておりましたが、学校との協議の上で1人体制としたいと思っております。
以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。ないですか。(はい)
それでは、スクールアシスタントの委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 続きます、議案第18号平成29年度スクールソーシャルワーカーの委

嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 スクールソーシャルワーカーの委嘱について同意を求めるものでございます。

32ページになりますが、28年度より市の単独予算で1人委嘱をしていただいております。29年度も1人に委嘱したいと考えております。これまでと同様に県からの派遣の方も1人いらっしゃいますので、2人体制で対応していきたいと思っております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、スクールソーシャルワーカーの委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 議案第19号平成29年度小学校副担任講師の任命についてお願いいたします。

山下教育部長 小学校副担任講師の任命ということで、34ページに載せてあります。この始業式前日、4月6日の時点では、ここに書いてあります7人体制でいこうと計画しておりました。新学期が始まりまして、三松小学校も6年生が1人転入で増えたことによってクラスが2クラスから3クラスになったことによりまして、副担任の配置が要らなくなりました。よって副担任については6人体制でということ現在動いております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、小学校副担任講師の任命についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第20号平成29年度学校医等の委嘱についてお願いいたします。

山下教育部長 学校医等の委嘱についてということで、36ページから載せておりますが、

36ページについては内科の先生になります。37ページは眼科。それから、38ページは耳鼻科。39ページが歯科の先生。それから、40ページが薬剤師になります。この配置で学校医として委嘱をしたいと考えております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 議案第21号平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 議案第21号平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について同意を求めるものでございます。
社会教育課内に住所を構えまして業務を行っているところでございますけれども、昨年と同様2名の方を配置したところでございます。
以上です。よろしく申し上げます。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。(はい)
それでは、こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 では、議案第22号平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について同意を求めるものでございます。
44ページから45ページに名簿を載せているところなんですけど、今年度は新規13名、継続8名の計21名に委嘱をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

槇委員長 ありがとうございます。それでは、何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命についてご同意いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第23号平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命について同意を求めるものでございます。

47ページ、48ページに名簿を載せておりますが、地域の方々から選出をされております。新規が9名、継続が23名の計32名を委嘱しております。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 議案第24号平成29年度図書館協議会委員の委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度図書館協議会委員の委嘱について委員会の同意を求めるものでございます。

今回の異動に伴いまして委員の交代ということで、9番が交代したということとなっております。

以上です。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、図書館協議会委員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 議案第25号平成29年度社会教育委員の委嘱についてお願いいたします。
どうぞ。

日高社会教育課長 平成29年度の社会教育委員の委嘱について同意を求めるものでございます。

52ページに名簿をつけておりますが、2番目の先生が異動によって交代をしています。

それから、6番ですけども、小林市PTA協議会の会長ということで交代になっております。

それから、今まで11名の委員さん方だったんですけども、1名欠員となりました。今回、現時点では委員の補充は行わないということで、10名の委嘱になっております。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。

中屋敷教育長 よろしいですか。確認ですけど、新しいメンバーというのは2番目の校長さんが変わったということですか

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 それと、6番と、※印のところが、新しくメンバーになったということですね。

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 去年の議事録の中に、そのやめるという方がいらっしゃったような気がするんですけど、そこは解消したんですね。

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 それで、まだ今までできていないのが、教育委員と社会教育委員の情報交換会みたいなのは、まだしてないんですね。市長、副市長との、三役との意見交換は実現したんですけども。教育委員さんとも話をしたいという意向が去年もありましたんで、また本年度計画ができれば入れて、そして、教育委員としての立場での問題点とか、社会教育委員の方の問題点とかいろいろあるみたいなので、情報交換をさせていただきたいなと思っております。

楨委員長 したほうがいいでしょうね、意見交換はですね。

中屋敷教育長 そうですね。0歳から100歳までの教育環境の整備しようというのは一緒なんでしょうけど、そのあたりも共有化をしたほうがいいかなと思うので

すね。

大部 薫委員長職務代理者 社会教育委員との意見交換とか、以前はあったんですよ。あとその社会教育委員会議の中に私たちが入るというのも以前あったんですけど。それはやっぱり継続してやるといいかなと思います。

中屋 敷教育長 そうですね。

日高 社会教育課長 前向きに検討いたします。

大部 薫委員長職務代理者 よろしくお願ひします。

槇 委員長 それでは、社会教育委員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。
(はい)

ありがとうございます。

槇 委員長 議題第26号平成29年度社会教育指導員の委嘱についてお願いいたします。

日高 社会教育課長 平成29年度の社会教育指導員の委嘱について同意を求めるものでございます。

54ページに名簿を載せておりますが、下の3名につきまして新規で新たに委嘱をしたところでございます。

以上です。

槇 委員長 何かご質問ないでしょうか。はい、どうぞ。

大部 薫委員長職務代理者 これ人数的には前年度からすると3名増えた形になっておるんですかね。

日高 社会教育課長 人数は変わりません。前の方がやめられて交代という形になってます。

槇 委員長 ほかに何かご質問ないでしょうか。(はい)

ないようですので、社会教育指導員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇 委員長 議案第27号平成29年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱についてお願いいたします。

日高 社会教育課長 平成29年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について同意を

求めるものでございます。

56ページに名簿を載せておりますが、2番目の小林市PTA協議会の代表、それから、8番の子育て支援課長ということで、異動等による交代となっております。

以上です。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第28号小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について承認を求めるものでございます。

58ページに名簿を載せておりますが、4番の小林小学校校長が新たに交代となっております。それから、9番、学校教育課の指導主事が異動になりまして交代となっております。残任期間の委嘱となっております。

以上でございます。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、議案第28号小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

中屋敷教育長 すみません、同意はいいんですけど。素朴な質問なんですけど、この任期が。

槇委員長 2月28日ですね。

中屋敷教育長 中途半端になっていませんか。

日高社会教育課長 毎年運営委員会を年1回3月に実施をしているということで、3月に委嘱を交付をしていたということがあります。今回、年度ごとに任期の期間を修正していくということで、ほかのものについても修正をしているところなんですけど、今回この審議会の委員については、今度の30年2月2

8日の任期が終わる時点で見直しをしていくということをしていきたいと思っております。

槇委員長 ありがとうございます。

中屋敷教育長 上のほうが中途半端でしたが、4月1日になってたので、今変更をしている途中ということですね。わかりました。

槇委員長 よろしいでしょうか。(はい)

槇委員長 続きまして、議案第29号平成29年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について教育委員会の同意を求めるものでございます。

60ページに名簿を載せておりますが、一番下の永久津の教育活動サポーターが1名増ということでなっております。全員、これでほかの方が継続ということで、合計46名の方を委嘱させていただきます。

以上です。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、平成29年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第30号平成29年度放課後対策運営委員会の委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度放課後対策運営委員会の委嘱について同意を求めるものでございます。

62ページに名簿を載せておりますが、2番、3番、13番、20番、21番の5名の方が人事異動等による変更をしております。計21名の委嘱をしたところ です。

以上です。お願いいたします。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。どうぞ。

中屋敷教育長 委員については同意するんですけども。前の議案とかかわってくると思う

んですけど、子ども教室のコーディネーターとか、活動サポーターの活動とか、放課後対策運営委員会で課題になっていることは何なのでしょう。例えば、子ども教室と児童クラブを一体化するというのが国の流れだったと思うんですけども。それがなかなかうまくいかないと。うまくいかないんだったら、何がうまくいかないのかとか、そういう話がここでされているんですかね。

日高社会教育課長 確認をしておきます。

山下教育部長 私が、この委員になっているんですけども、その会議の中では、やはり一体型のような議題というか、話題は出てきております。実際に、具体的な検討とか、そういうことまではなっていませんが、今後そういう予定があるか、そうなった場合はどういうふうな運営の方法になるのかというようなことは話の中では出てきたことはあります。

中屋敷教育長 放課後に子どもを見てくれるところのニーズが非常に高いんですよ。そういう子育てができる状況をつくっていかねければいけないというのが一つと、子ども教室というのは学習をさせるプログラムが要るので、そこをどう差し込んでいくかというところがあって、非常に難しい問題ではあるんですけども。今後十分に検討をしていかないと、子どもがいっぱいいる小林市にはならないので、非常に大事なところだなと思っています。

楨委員長 ありがとうございます。

それでは、放課後対策運営委員会の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

楨委員長 続きまして、議案第31号小林市学校支援地域本部事業実施要項の一部改正についてお願いいたします。

日高社会教育課長 小林市学校支援地域本部事業実施要項の一部改正について承認を求めらるものでございます。

64ページをご覧ください。第1条中、「学校支援地域本部事業」を「地域学校協働活動」に改める。また、第2条中、「本部事業」を「協働活動」に改め、「ため」の次に「、地域学校協働本部として、」を加えるものでござ

います。

65ページ、66ページに現在の実施要綱を載せております。これまでの学校支援地域本部事業は、地域住民等の参画によって学校の教育活動を支援する仕組みをつくってさまざまな学校支援活動を実施していくという事業でございますが、小林市は平成23年度よりこの事業を実施しております。これは、国権の補助事業でありますけれども、これまでの必須要素としては、コーディネートの機能、それから多様な活動、継続的な活動が求められてきておりました。これまでの学校支援地域本部の機能を基盤として、引き続きその活動を発展させながら、徐々にコーディネートを強化し、それから、より多くの、より幅広い総合活動をする地域住民の参画を得て活動の幅を広げていく。そして、継続的な地域学校協働活動を実施していくことで、地域学校協働本部へと体制が発展していくことを期待されていることです。

このようなことから、国権の補助金の名称変更して、さらに地域と学校が連携協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動となるよう期待をされているところです。

今後、具体的な事業内容については、県よりまた指示されてくることのようにです。今回は、県が名称の一部を改正するというので、市としても要綱の一部改正を提案するものです。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。ないですか。いいですか。(はい)

それでは、小林市学校支援地域本部事業実施要項の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

楨委員長 続きまして、議案第32号小林市文化・スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱の一部改正についてお願いいたします。

深田スポーツ振興課長 小林市文化・スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱の一部改正につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

70ページをお開きお願いしたいと思います。こちらのほうに、現行と改正案を記載いたしております。

まず、補助対象者の第2条でございますけど、今回表現のほうを変えた次第でございます。なお、補助対象者情報につきましては、従前と同様ということですので。

続きまして、補助金の交付申請でございます。第5条になります。この部分につきましては、当該団体の中に補助金の存在を知らなかったりして、申請が事後になるケースがございました。今回このようなケースに対応するために、第5条2の中の「ただし、やむを得ない理由により大会出場後に交付申請をすることになったと市長が認めるときは、大会出場の日属する年度内に限り交付申請をすることができる」という文言を追加をしたところでございます。この追加をしたことに伴いまして、同じく実績報告の第7条につきましても、両括弧以下、「大会出場後に補助金の交付を受けた場合にあっては、当該交付の日」からということで文言のほうを挿入をさせていただいたところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

榎委員長

ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、小林市文化・スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱の一部改正につきましてご承認いただけますか。(はい)

ありがとうございます。

榎委員長

続きまして、議案第33号小林市文化・体育振興費補助金交付要綱の一部改正について申し上げます。

深田スポーツ振興課長

小林市文化・体育振興費補助金交付要綱の一部改正につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

73ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

今回改正を行いました理由といたしまして、補助金団体における事業が全てではないんですけれども、4月1日から3月31日までの事業期間になっておりますので、今回補助金を交付を受けた年度の翌年度の4月20日

までに実績報告等をしなければならないということで、改正を行ったところでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。はい、どうぞ。

大部薫委員長職務代理者 質問なんです、翌年度の4月20日、先ほども4月20日というのが出てきましたけど、これは何か意味があって4月20日になるのでしょうか。年度終わりで3月31日かなって思うんですが。

深田スポーツ振興課長 会計のほうは3月31日が締めになりますので、そこからいろいろと決算資料とかつくる、その4月20日までに総会等で承認を受けた部分の実績報告になりますので、そこに20日間の出納閉鎖期間が設けてあります。4月20日ということで、ほかの補助事業についても同様の実績報告の提出になっているようであります。

以上です。

槇委員長 よろしいですか。(はい)

それでは、ないようですので、小林市文化・体育振興費補助金交付要綱の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、小林市立学校管理規則の改正についてお願いいたします。

古沢主幹 議案の説明をさせていただく前に、ちょっとご了解をいただきたいんですけど。

議案第34号の学校管理規則の改正についてと、その後の議案第35号スクールサポートセンター運営要綱の改正については関連がありますので、一括で提案させていただいてよろしいでしょうか。

槇委員長 はい、どうぞ。

古沢主幹 一括で提案させていただきたいと思います。

まず、資料の75ページをお開きいただきたいと思います。

SSCの改正ということで、いわゆる小林市スクールサポートセンターという組織の体制についてということなんです、先ほど前のほうの議案の中で教育部長が、スクールサポートセンター職員の委嘱の提案をさせてい

ただ、承認をいただきました。このスクールサポートセンターを今年度から見直したいと考えております。

このスクールサポートセンターというのが、通称SSCとっておりますが、どういった組織なのかをもう一度簡単に説明させていただきます。市内小・中学校21校ありますけれども、21校の学校事務職員で構成する組織です。21校の事務職員で構成する組織で、学校事務の効率化と、先生方が行う教育活動の支援を行う組織でございます。学校事務職員というのは、基本的に学校には1人配置になっております。1人配置で、それぞれの学校21校が児童・生徒の規模とか、教職員の数とかで規模は違うんですけれども、同じような事務をそれぞれやっているという状況があります。その21人の事務の先生方を組織化することで、学校事務の効率化が図られて、その浮いた時間で教員の事務負担軽減とか、教育活動の支援を行うことで先生方が子どもたちと、じっくり向き合える時間をつくろうというのがこの組織になります。

小林市では、平成19年度にこのSSCというのを導入しまして、現在ちょうど10年が経過したところですが、この間、県内はもとより県外からも非常にこの取り組みが注目をされて評価をされてきた組織になります。

ただ、一方で、この10年間の間で課題もやはり出てまいりました。昨年度までの10年間、市内全ての学校を一つのこの組織で支援を行ってきました。もう少し具体的にいいますと、中心校を小林小学校に置きまして、小林小学校の中にSSC事務局というのを置いて、そのSSC事務局が21校を支援するという体制をとってきたわけです。しかし、やはり合併をして、小林市も広域になって21校になっていますので、事務の効率化や、教育活動支援とかが各学校、全ての学校の隅々までシステムとして導入されてこなかったという現状もありますので、それを踏まえて今年度新たな体制でということ考えております。

真ん中の図にありますように、今まで一つの組織で行っていたものを、まず各地区、小林地区で8校、三松地区で8校、野尻地区で5校ということで、まず3地区で分けて、その統括として、SSC事務局を小林小学校に

置きまして、この3つの地区の取り組みをSSC事務が支援するといった二段階構造で組織化したいということで体制を改めるものです。

これにより、先ほど申し上げた課題、もう少し学校に密着した形で隔々までいろんな事務の効率化や教育活動の支援というのが行き届くのではないかとということと、各地区にこの表にありますように、リーダーとサブリーダーをそれぞれ置きますので、そういった事務局長に続く人材を育成することが可能ではないかということで、このような体制にさせていただいております。

この一つの組織から3つの事務局の組織にかわるということを踏まえて、77ページの管理職の体制、それから79ページにあります運営要綱の改正ということで、要綱の中で落とし込んだものになります。要綱等の詳細の説明は省略いたします。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。議案第34号と35号について何かご質問ないでしょうか。

中屋敷教育長 共同実施リーダーも動き始めたんですかね。

古沢主幹 3月末にお集まりいただいて、今年度の、先ほど説明申し上げた新体制について説明して、実際もう動き始めております。

総会については5月に予定しておりますけども、実際は4月1日から、学校事務は始まっておりますので、そのリーダーの方々は、リーダーの役割として動いていただいております。

楨委員長 何かご質問はないですか。(はい)

それでは、小林市立学校管理規則の改正についてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

続きまして、小林市スクールサポートセンター運営要綱の改正についてご承認いただけますか。(はい)

ありがとうございます。

楨委員長 続きまして、議案第36号小林市教育基本方針についてお願いいたします。

大山教育指導監 まずご了解いただきたいんですが、次の37号の0歳から100歳までの小林教育プランにつきましても一括して説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

お手元に小林市教育基本方針と0歳から100歳までの2冊の冊子をお配りさせていただいてます。ごらんいただきたいと思ひます。

この2冊につきましても、小林市教育方針や施策、事業等をまとめたものとして毎年作成をしております。今年度は、この3月に第二次小林市総合計画が策定をされましたのを受けまして、見直しを行っております。

この小林市教育基本方針も、0歳から100歳までの小林教育プランも、どちらも総合計画の個別計画になりますので、総合計画の構成に合わせて見直しを行ったところであります。

なお、3月末に行われました総合教育会議、市長との会議がありましたけれども、その際、教育大綱も決定しました。よって、市の総合計画を最上位の計画として、その下に教育大綱、そして、この教育基本方針と、0歳から100歳までの教育プランということで、一貫性を持たせるということで、今回見直しを行ったところであります。

それでは、教育基本方針をご覧いただきたいと思ひますが、まず、表紙なんですけれども、昨年度までは平成28年度ということで年度を入れておりました。先ほど申し上げましたとおり、総合計画が前期の計画が5年間ということでありますので、この基本方針についても原則5年間はこれでいくということで、年度を外しております。

それから1枚おめくりいただきまして、1ページ目なんですけれども、教育基本方針です。下の方に、1が3つありますが、その一番下のほうの1つでありますけれども、小林市民一人一人がという文章がございます。これ前回までは、小林で学び育った子どもたちがという表現だったんですけども、やはり0歳から100歳までの教育ということで、子どもに特化したものじゃなくて、小林市民みんながということで表現を変えております。

それから、右側ですけども。2ページ目のほうが、小林市の人権教育基本方針になります。この基本方針につきましても、市の人権教育・啓発推進方針が策定をされておりますので、この方針にのっかって、ここの見直し

を行ったんですが、教育の部分については原則見直しをする必要がありませんでした。

それから、1枚めくっていただいて3ページです。教育施策になります。ここにつきましては、先ほど説明しました総合計画の方針の部分を掲載しております。1、学校教育を充実しますということで、1番から右側の9番までの方針を載せてあります。

それから、次のページ、5ページ目ですけども。2、生涯学習を推進し文化芸術を振興します。これは社会教育に関する部分です。

そして、6ページ目に、3、スポーツ体づくりを推進しますということで、スポーツ推進課関係の4つの方針を掲載しています。これ全て内容につきましては、総合計画と同じ内容になっています。

続きまして、0歳から100歳までの小林教育プランをご覧いただきたいというふうに思います。

ここも1ページ目のところにプラン策定の趣旨、それから教育目標の理由が書かれておりますが、ここも総合計画に合わせて若干見直しをしてあります。

それから、3番の基本構想につきましても、上から順番に、総合計画からプランまでつながるような形で見直しをしております。

そして、その後、4ページ目、学校教育ということで、ここからが各課ごとのミッションと現状と課題、そして、次のページ、5ページ目が、施策の内容ということで、これも総合計画に合わせてあります。

そして、この5ページ目のところ、施策の内容のところの右側に事業名というのがございます。ここに各個別の事業が①番から載っておりますが、この個別の事業ごとの説明が7ページ目以降に詳しく載っております。

同じく、社会教育とスポーツ振興を載せておりますので、またご覧いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

楨委員長

ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。(はい)

それでは、小林市教育基本方針と、平成29年度0歳から100歳までの小林教育プランについてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きます、議案第38号平成29年度学校支援ボランティア「ひなもり隊」の委嘱についてお願いいたします。

日高社会教育課長 平成29年度学校支援ボランティア「ひなもり隊」の委嘱についてでございます。教育委員会の同意を求めるものでございます。

86ページをご覧ください。13名の方を委嘱をしたところでございます。

メンバーは、昨年度と同様変わっておりません。よろしく申し上げます。

槇委員長 何かご質問ない。どうぞ。

山中委員 ちょっとこの「ひなもり隊」の内容がちょっとわからないんですけど。それと、もう一つは、地域をまたいで、自分が住んでらっしゃるところと違うところの校区を受け持たれていると思うんですが、その辺ちょっと教えていただけると。

日高社会教育課長 この学校支援ボランティア「ひなもり隊」についてなんですが、ボランティアに登録をされている方の中から、各校の教室内での宿題の添削などをしていただけるかどうかということで、自分の住んでらっしゃる学校区以外のところでも支援がいただけるかどうかを本人に確認をして、登録してある学校に行っていただいています。

中屋敷教育長 すごいですね。補足なんですけれども、全国的に言われている貧困問題に関係していくんですけど、この「ひなもり隊」については学習ボランティアというんですか。塾に行けない子とかいるわけですね。だから、そういう子どもに手が届くということが特徴であるんですけど。ほかの自治体については社協が組織してやっているところもあるんですけども、うちの場合では、KSSVCというボランティア活動の団体の組織がありましたので、その中でそういう丸つけをしてくれたり、そういう人たちを特化したものが「ひなもり隊」ということで、どことどの学校なら行けますよというふうに本人が丸をしてるものですから、こういうふうになっているというところですよ。

山中委員 ありがたいですね。

中屋敷教育長 これがもうちょっとふえればいいんですけど。さっき、去年とかわって

ませんので、この輪が広がっていくといいなと思っているんですけど。

槇委員長 中学校だけですよ。

中屋敷教育長 中学校はかなりやっぱり高度になるので、延岡は旭化成があるものですか
ら、旭化成OBの技術者たちが組織して、中学校に行っているいろいろやっ
ているというのがあります。中学校でもいいんですけど、小学校が多いんで
す、小林の場合は。

以上です。補足です。

山中委員 わかりました。

槇委員長 ほかに何かご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、平成29年度学校支援ボランティア「ひなもり隊」の委嘱につ
いてご同意いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございました。

槇委員長 これで議案は全て終わりたいと思います。

それでは、平成29年第5回の小林市教育委員会定例会を終わりたいと思
います。

どうもお疲れさまでした。

閉会 16:50

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
